

西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次西尾市男女共同参画プランの基本理念に基づき多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップの宣誓 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係であることを市長に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓をしようとする対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣誓書は、地域つながり課において受領するものとする。
- 4 パートナーシップの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該パートナーの双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 市長は、宣誓をしようとする者がそれぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号及び様式第3号。以下「証明書」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ届出事項変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(証明書の返還)

第10条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第6号)に証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 一方又は双方が西尾市から転出したとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。